

山形県下の中等学校における学徒勤労動員の実態

佐藤 真一

【凡例】

- ・史料の引用にあたっては、旧字体を新字体に、カタカナをひらがなに改め、読みにくい場合は適宜句読点を補った。また、縦書き史料を横書きに改めるさい、同じ言葉が繰り返される場合に使用されている繰り返し記号は、文字で置き換えた。
- ・史料の一部を省略した場合には、その箇所を〔前略〕、〔中略〕、〔略〕、〔以下略〕、……などの表示で示した。
- ・新聞記事の引用にあたって、マイクロフィルムで判読できない文字は、「……□〔1字不明〕……」と表示し、前後の文脈から推定できる場合は、「……□□〔ある〕……」のようにそのあと〔　〕内に示した。

I. はじめに

本論は、太平洋戦争末期の、いわゆる“決戦期”における山形県下の学徒勤労動員の実態について、勤労動員が及ぼした具体的な問題点、山形県における特徴などを考察したものである。対象を中等学校に絞ったのは、高等教育機関に在籍していた学生のように徵兵年齢に達していなかったにもかかわらず、勤労動員という形で戦時体制の前面に動員され、また初等教育機関である国民学校とも異なり、究極的には学校という教育機関に在籍しながら教育の機会を奪われるという矛盾がもっとも先鋭的に表われたのが、当時の中等学校であったということが言えるからである。

戦時体制下における学徒勤労動員に関しては、文部省の『学制八十年史』をはじめとする学校制度や教育史に関する概説書は言うに及ばず、地方レベルでも全国で刊行されている自治体史には必ず言及されており、各都道府県の教育史や、おびただしい数にのぼる高等学校の学校史・誌のうち戦前に創立された

学校のものにはかなりのページ数が割かれている。にもかかわらず、愛知県下の戦争動員についての著書を著している佐藤明夫は、「学徒動員史の研究は未開拓の分野であったが、最近、若い世代によって成果が発表されているのは心強いことである。」⁽¹⁾と、これまで研究史的にあまり着手されてこなかった分野であることを示唆している。山形県下においても、山形県立図書館のホームページには、「戦後刊行の学校誌等には当時の関係者の回想等が数多く掲載され、教育史の上だけでなく、個人の歴史の上でも、大きな事件であったことを示している。」としながらも、その前段において「学徒動員関係の公的な資料は、その大方が敗戦直後に焼却され、詳細な記録は残っていない。」⁽²⁾と記されており、回想記のたぐいの刊行は多いにもかかわらず、研究の前提となる公的な史・資料そのものが残っていないことを強調している。

要するに概説的な記述は少なくないものの、確実な史料に基いた個別的な研究や歴史的な意義付けに関する考察は、まだまだ少数にとどまっているということであろう。

2. 山形県下における中等学校生徒の通年動員開始

山形県では1944（昭和19）年3月7日の閣議決定「決戦非常措置要綱に基く学徒動員実施要綱」を受けて、学徒勤労の進出方向を食糧増産と航空機生産の二つに定め、三学期の学期試験終了とともに春休みを返上して農村出動を発令した⁽³⁾。そして4月の新学期早々、県の動員方針が発表され、中学校については原則として臨時緊急なものに動員し、通年動員は当面実施しない、工業学校については専攻に応じて地域的集団配置を原則とし、第五・四・三学年を通年動員とする、農業学校・商業学校もこれに準じる、女子中等学校については可及的に学校設備を工場化して学校の生徒をこれに動員し、余力については高学年から順次動員とするとされた⁽⁴⁾。

なお、県が「学徒勤労の進出方向を食糧増産と航空機生産の二つに定め」ということに関しては、『山形新聞』にも2月27日の紙面に「食糧と飛行機へ増産動員の学徒軍」という見出しで、「緊急学徒勤労動員方策について県教学課では昭和十九年の学徒進出方向は食糧増産、航空機の生産と二大方針を決定、

……」⁽⁵⁾ という記事が見える。このことから、県当局は早い段階から動員の目的を食糧生産と航空機生産に振り向ける方針であったことがうかがえる。

同年4月17日文部省は、「決戦非常措置要綱に基く学徒動員に関する件」を訓令した。その内容は次のようなものである。

畏くも宣戦の大詔發せられて茲に二年有半、[中略] 正に皇國隆替の岐るるところ未曾有の危局なりと謂ふべし、国家非常の秋に方り義勇公に奉ずるは光輝ある我が伝統なり、[中略] 今や中等学校程度以上の学徒は挙て常時勤労其の他の非常任務に服すべき組織的態勢の下適時出動の機を迎ふ事固より決戦非常の措置に出づと雖も、将来國家須要の人材たるべき学徒をして勤労其の他非常任務に従はしむ、蓋し我が教育史上空前のことと謂ふべし。

惟ふに行学を一体とし文武を一如として能く皇国民の鍊成を効すはこれ我が教学の本義にして最近数次に亘る教育改革の趣旨一に此に在り、這般の学徒出陣今次の学徒出動亦齊しく我が教学精神の決戦下に於ける具体的顯現に他ならず、[中略] 特に学徒の勤労動員に其の体得せる教養訓練と独自の組織力とを活用するを以て要諦とし之を単なる労務の提供となすが如きは断じて許されざるところなり、[後略]⁽⁶⁾

国家の非常時における学徒動員は史上空前のことといいながら、それはあくまで教学精神の顯現であって単なる労務提供ではないということを強調している。

これを受けて山形県では4月28日に県下の中等学校、青年学校、国民学校に対し、知事名による訓令を発令し⁽⁷⁾、さらに県当局は5月5日の訓令をもつて次のような「山形県学徒動員本部規程」を制定している。

山形県訓令第四十三号

知事官房

内政部

経済部

警察部

山形県学徒動員本部規程左の通定む

昭和十九年五月五日

山形県知事 斎藤亮

山形県学徒動員本部規程

第一条 学徒勤労動員を円滑充全に遂行するが為山形県学徒動員本部を設く

第二条 学徒動員本部に企画室、庶務係、動員係及指導係を置く

必要に応じ各係を数班に分つことを得

第三条 企画室に於ては左の事務を掌る

- 一 学徒動員に関する^{マツ}合企画
- 二 学徒動員に関する連絡調整
- 三 学徒動員に関する情報宣伝

第四条 庶務係は左の事務を掌る

- 一 学徒動員に関する庶務一般
- 二 学徒動員に関する会計事務
- 三 学徒動員に関する諸統計並に上司への報告
- 四 動員生徒の扶助、救恤、其他諸援護に関する事項
- 五 他の係の主管に属せざる事項

第五条 動員係は学徒動員に関する出動配置に関する事務を掌る動員係に第一班、第二班、第三班及第四班を置く

第一班に於ては中等学校動員に関する事項

第二班に於ては青年学校動員に関する事項

第三班に於ては国民学校動員に関する事項

第四班に於ては僧侶其の他の動員に関する事項

第六条 指導係に第一班及第二班を置く

第一班に於ては左の事務を掌る

- 一 動員学徒の輸送に関する事項
- 二 動員学徒の宿営に関する事項
- 三 動員学徒の給養に関する事項
- 四 動員学徒の作業器具に関する事項

第二班に於ては左の事務を掌る

- 一 動員学徒の勤労管理に関する事項
- 二 動員学徒の保健衛生に関する事項
- 三 動員学徒指導者の訓練に関する事項
- 四 他班の主管に属せざる事項

第七条 学徒動員本部に本部長、次長、係長及係員を置く、各係を数班に分けたる場合は係員中より班長及班員を置く

本部長は内政部長、次長は教学課長とし係長及係員は教学課職員中より本部長之を命ず

第八条 本部長は知事の命を受け本部の事務を総理す

次長は本部長を左け本部の事務を掌理すると共に企画室長を兼ぬ

係長は上司の命を受け所管事務を掌る

係員は係長の指揮を受け所管の事務に従事す

第九条 学徒動員本部に参与を置く

参与は関係課長、民間有識者に付本部長之を委嘱す

動員の円滑充全なる運営に関し本部長に対し意見具申をなし詰間に応する等の動員事務に参与す⁽⁸⁾。

この規程に基いて、山形県では県の機構のひとつとしての学徒動員本部が設置され、動員計画はこの学徒動員本部の企画室において計画・遂行されることになった。文部省および知事の訓令があくまでも《行学一体》を建前とし、学徒動員を単なる労務提供ではないと強調しているにもかかわらず、動員業務が県当局の施策として組織的・系統的に行われることになったことは、それが教育的側面から乖離して、行政側の主導によって事務的に遂行されていくことになる可能性を示唆するものといえよう。

3. 動員の状況

1944年7月、文部省の通牒「学徒勤労の徹底強化に関する件」に伴い、山形県下では第一次通年動員から除外されていた中学校及び高等女学校の生徒に対しても県外工場への通年動員が発令され⁽⁹⁾、ここに全面的な学徒の通年動

員が開始された。

山形県下の中等学校生徒の主な県外動員先は以下のとおりである⁽¹⁰⁾。

- ・中島飛行機(株)小泉工場（群馬県小泉町）
　　山形中学校4・5年生、酒田中学校4・5年生
- ・中島飛行機(株)太田製作所（群馬県太田町）
　　米沢興譲館中学校4・5年生、鶴岡中学校4・5年生
- ・日本ピストンリング(株)（茨城県古河町）
　　山形第二中学校4年生
- ・三菱重工業(株)茨城機器製作所（茨城県古河町）
　　山形工業学校
- ・日本精工(株)（神奈川県藤沢市）
　　寒河江中学校4・5年生、鶴岡中学校4年生、谷地高等女学校2・3・4年生
- ・日本鋳造（神奈川県川崎市）
　　寒河江中学校3年生
- ・日本国際航空(株)（神奈川県平塚市）
　　新莊中学校4・5年生
- ・東海電極製造(株)（神奈川県茅ヶ崎町）
　　米沢工業学校3年生
- ・東京芝浦電気(株)（神奈川県川崎市）
　　山形第一高等女学校4年生
- ・明治産業(株)（神奈川県川崎市）
　　山形第一高等女学校4年生
- ・日新工業今井上町工場（神奈川県川崎市）
　　鶴岡工業学校5年生
- ・日新工業小田原工場（神奈川県小田原市）
　　山形第二高等女学校4年生
- ・古河電線横浜製作所（神奈川県横浜市）
　　市立山形女子商業学校2年生

- ・海軍工廠平塚分工場（神奈川県平塚市）
 - 米沢高等女学校4年生、高畠高等女学校2年生
- ・東芝電機(株)富士見町工場（神奈川県川崎市）
 - 私立城北女子商業学校2年生
- ・北海道援農作業（津別、岩見沢、栗沢、芭露、紋別、滝上、土別、温根別、相内など）
 - 上山農学校2年生、村山農学校2年生、置賜農学校2年生、莊内農学校

県内では海軍航空隊神町若木原飛行場建設作業、山形航空(株)、日本飛行機製作所(株)山形工場、鶴岡航空(株)などの航空機関連の工場、鉄興社(株)山形工場・酒田大浜工場、帝国マグネシウム(株)酒田工場、日本電興(株)小国製造所などの電気化学関連の軍需工場、永松鉱山、赤山鉱山、五十川炭鉱、帝国石油庄内鉱業所などの鉱業関係、手向村（現羽黒町）での松根油採取作業などであった。鶴岡高等女学校は日本電線(株)の疎開工場、酒田高等女学校では陸軍被服廠の学校工場となり⁽¹¹⁾、東北軽氣製作所の疎開工場となつた宮内高等女学校では、いわゆる“風船爆弾”製造のための下請け作業がおこなわれた⁽¹²⁾。

動員先を見ると、県外・県内とも比較的航空機関連の工場が目立つ。これは先に引用した『山形県教育史』の記述および『山形新聞』の報道と一致する。これには戦局の極度の悪化にともなう航空機生産重視という政府の方針があつたものと思われる。これを裏づけるものとして、「決戦非常措置要綱に基く学徒動員実施要綱」が発せられた1944（昭和19）年3月、文部省体育局長より各地方長官宛で次のような通牒が発せられている。

先般決戦非常措置要綱に基く学徒動員実施要綱閣議決定相成、之が一般的実施基準に付ては目下関係省と協議中なるも、現戦局に鑑み絶対喫緊なる航空兵器増産完遂の為差当り別紙関係工場に対し学徒を積極強力に動員致す様軍需省より申入有之たるに就ては、左記要領参照の上至急動員計画作製相成、三月二十三日迄に御回報相煩度此段及御依頼⁽¹³⁾

この通牒では、「同一学校報国隊員の出動期間は原則として継続一ヶ年」と

することや、「通勤を原則」とするが、「必要に依り各工場とも宿舎施設を利用し得るを以て」「学校所在の通勤地域に出動すべき重要工場、事業所なきときは……当該工場宿舎に収容せしむる様措置すること」⁽¹⁴⁾とされ、事実上遠方への継続的動員も可能であった。なお、動員の優先順を男子では各種学校、商業学校、工業学校、女子では各種学校、女子商業学校、旧女子職業学校、高等女学校とし、中学校については「別途措置するものとし差当り計画せざること」⁽¹⁵⁾となっている。しかし同年7月に閣議決定された「航空機緊急増産に関する非常措置の件」では、「航空兵器製造力を至短期間に急角度に上昇せしむる為左の非常措置を実施するものとす」として、「勤労は国民各層の動員に依り絶対的に之を確保す、特に学徒の徹底動員に依るの外、必要あれば家庭の根軸たるもの以外の女子の徴用を行ふ」という方針が示されている⁽¹⁶⁾。まさに航空機生産が焦眉の急となつたあせりが見える文面である。現実に「学徒勤労の徹底強化に関する件」が通牒された7月の時点で山形県下の中学校生徒が航空機工場に動員されていることから見ても、こうした事態にあっては優先順とか中学校の別途措置などといった悠長なことは言つていられなくなつたことは想像に難くない。

1945（昭和20）年に入り、戦局は完全に絶望的な状況におちいった。そのような中、3月18日に政府は次のような「決戦教育措置要綱」を閣議決定した。

第一 方針

現下緊迫せる事態に即応する為学徒をして国民防衛の一翼たらしむると共に真摯生産の中核たらしむる為左の措置を講ずるものとす

第二 措置

- 一 全学徒を食糧生産、軍需生産、防空防衛、重要研究其の他直接決戦に緊要なる業務に総動員す
- 二 右目的達成の為国民学校初等科を除き学校に於ける授業は昭和二十一年四月一日より昭和二十一年三月三十一日に至る期間原則として之を停止す
[中略]
- 三 学徒の動員は教職員及学徒を打つて一丸とする学徒隊の組織を以て

- 之に当たり其の編成に付ては所要の措置を講ず、但し戦時重要研究に従事する者は研究に専念せしむ
- 四 動員中の学徒に対しては農村に在るか工場事業場等に就業するかに応じ労作と緊密に連繋して学徒の勉学修養を適切に指導するものとす
- 五 進級は之を認むるも進学に付ては別に之を定む
- 六 戦争完遂の為特に緊要なる専攻学科を修めしむるを要する学徒に対しては学校に於ける授業も亦之を継続実施するものとす、但し此の場合に在りては能ふ限り短期間に之を完了せしむる措置を講ず
- 七 本要綱実施の為速に戦時教育令（仮称）を制定するものとす⁽¹⁷⁾

「国民学校初等科を除き、学校に於ける授業は昭和二十年四月一日より昭和二十一年三月三十一日に至る間、原則として之を停止する」ことで、学校は完全に教育機関としての機能を奪われ、学生・生徒は戦争遂行に挺身する役割のみを課されたということができる。日本の教育史上かつてない事態といえよう。

4. 動員にともなう諸問題

県外の工場に動員されていた生徒たちは1945（昭和20）年4月の「工場に於ける学徒勤労刷新改善方針」に基く配置転換で、遅くとも6月頃までには帰県し、多くは県内の動員先に転じた⁽¹⁸⁾。もっともこのころには中島飛行機の太田・小泉両工場は空襲による被害や資材不足から作業工程は麻痺あるいは停滞状態にあり⁽¹⁹⁾、日新工業小田原工場に動員された山形第二高等女学校の付添い教員の回想にも、「年が改まる頃、ドイツ・イタリアの敗戦が伝えられ、日本は孤立無援の状態になり、工場に運び込まれる資材もアンバランスになってきた。働く人たちの意欲は旺盛なのに、働くために必要な資材が乏しい。こんなことでどうして勝てるんだという誰もが抱く危惧の念が敗戦意識につながった。」⁽²⁰⁾とある。このように県外の動員先はすでに実質的に動員の意味を失っていたところもあったようだ。

ところで、このころからそれまで学徒動員に対して賞賛一方といった印象を

与えてきた新聞紙面に、その問題点を指摘するような記事が載るようになってくる。以下、『山形新聞』に掲載された記事の中から、当時認識されていた学徒動員の問題点を探ってみることとする。

まず1945（昭和20）年1月16日の紙面に、「学徒入れそれでよいか」と題する読者の投書が掲載されている。

……端的に云つて受入側に於ける期待と□〔一字不明〕情は不充分ではないか、労務の補充程度□〔に〕考へてゐる工場や或は単にこれ迄の雇傭的関□〔一字不明〕規程視するが如きうらみが多分にあるのである
私の子も昨年からある航空工場□〔で〕働いてゐるが親達が考へてゐる様なものでない事は充分推察出来るのである、一般工員が学徒の面前で工場の悪口不□〔平〕不満、上司への陰悪口、さらに意識的に好奇心をそゝる為のみだらなる話、儲は闇取引等々は純心な学徒等の勤労意欲を傷つけ夢を打碎くだけである、〔後略〕⁽²¹⁾

動員先の環境が学徒に及ぼす影響に関して、一般工員のモラル低下とでもいいうべき情況が悪影響を与えていた点が指摘されている。一方、県当局の認識を窺わせるものとして、4月16日の紙面には県教学課長の次のような談話が載っている。

工場のうちでは学徒の矜持といった学徒が持つ特有の智能、感覚を理解されぬため今もつて学徒勤労管理がうまく行かねばかりか、生産能率も依然低下してゐるところもあり、これら工場に動員されてゐる学徒の配置転換では今後遠慮なく行つて生産能率を飛躍的に上昇させたいと思ふ⁽²²⁾

県の担当者も、学徒と受け入れ先の工場の環境や管理がなじまないことが能率低下の要因であるということを認識していたことを示す談話である。

また、4月22日には「勤労動員へ学徒は斯く望む」という見出いで、男子学徒、女子学徒、某教諭の3人の談話が掲載されている。そのうちの女子学徒は次のような指摘をしている。

ガソリンの一滴は血の一滴と壇上に叫びながら毎日自動車で工場に通ふ所長を頂いてゐることはこの工場の内容をはつきり語つてゐると思ひます、〔中略〕資材が途切れて身の置きどころもないときなどには『本当に勿体ない時間だ』とつい口に出してしまふのです、誰かゞ口を切つたら後はもういくらでも出てきます、『どうせ遊ばせておくなら休暇をくれたら好い』とか『もつと人手を必要とする所が何処かに必らずある筈ではないか』とかもつともつと痛烈な批判が飛出してくるのです、それに工員さんたちがあり余つて仕事もなくうろうろしてゐながらどうして私たちが動員されねばならないかといふ風なことまで考へるほど私たちは悪い女になつてしまつたのです〔後略〕⁽²³⁾

工場幹部の無自覚さへの批判とともに、工場の資材不足が生産の停滞を招き、実質的に勤労動員の意味を帳消しにしているのではないかという指摘であり、どこの動員先にも当てはまるものとは一概に言えないが、かなり問題の本質を突いた証言のように思われる。

また6月20日の紙面には、農村への援農作業における学校側と受け入れ側との認識の齟齬が指摘されている。「学徒援農効果あつたか 運営如何で倍増産 お手伝ひより百姓になり切れ」という見出しで、「……以上の数字は協力部隊と受入側の間がうまく行つてゐるとは言へない現状のことであるから、これがうまく運営された場合能力は一層増進することは疑ひのない事実だ……」⁽²⁴⁾とした上で、鮑海郡農業会と、援農を行つた酒田高等女学校校長双方の言い分を載せている。

農業会のお願ひ 第一に幾ら少しでもも働けば良いと言ふ氣でなく百姓と同様にやるといふ氣魄でかかるて貰ひ度いのだ〔中略〕も一つの件は女子と男子の配置を秋から置き換えて見度い『自分のところは何時も女ばかりだ、男生徒だ男生徒だけだ』と言ふ不平がこれで消える訳である
酒田高女のお願ひ ……戦争に勝つための兵糧作りに出動するのだもの、手伝ひ気分で働いてゐるのでは無い〔中略〕最後に学校の側から受入農家への御願ひがある、それは風紀と衛生及び情操上のことを篤と考慮に

入れて戴き度いことだ、お百姓さんが何とも感じない農家では有りふれた戯れ言一つでも若い娘には毒なのだ、〔後略〕⁽²⁵⁾

農業会の方はあくまでも労働力を期待する観点からの発言であり、校長の方は一応農業会側に反論はしているものの、主たる関心はもっぱら動員先の待遇や環境にあるという具合に、そもそも双方の問題の認識と議論の立脚点が違っているため、お互いの言い分はどこまでもかみ合っていない。

以上の事例からいえることは、配置先の環境が学徒にとって必ずしも適切ではないこと、動員学徒が遊休労働力と化したり、労働力として評価されない場合もあったということを示している。こうした事例から考えると、少なくとも1945年の初夏を迎える頃には、学徒勤労動員の意義は急速に空洞化してきていたのではないだろうか。

次に指摘できることは、動員の恒常化と、勉学の継続をいかに両立させるかという二律背反的な問題である。『山形新聞』の6月22日紙面には「学徒動員下の学力低下」という見出しの記事が掲載されている。

昨今学徒の勤労ぶりは農、工いづれ□〔も〕目ざましい成績を示してゐるが、其の反面資材不足其の他の事情で動員学徒の手持ち時間は相当数にのぼり、時間的にも□〔一字不明〕力的にも可成りの余裕ができ、其の手持ち時間が学徒の勤労觀をむしばみ学徒の工具化乃至不良化の温床ともなつてゐる現状なので『向学心に燃える学徒が征く日までの基礎的学力低下』の問題が真剣に叫ばれてゐる〔後略〕⁽²⁶⁾

実はこの記事の主旨は、こうした一般の学徒と比較して夜間中学校の生徒が同じ作業をこなしながらも勉学に励み、学力が進んで操行もよくなつており、行学一致の模範となつてゐるというふうに続くのだが、そうしたねらいよりも、むしろ勤労動員の空洞化が動員学徒の敢闘精神を蝕み、学力の低下さえもたらしているという指摘のほうが印象に残る記事である。

動員学徒の勉学問題については、『山形新聞』紙上ではすでに同年3月6日の「『行学一如』をどうする 事態は中途半端を許さず」という見出しの記事

で取り上げられている。この記事では、勤労と学業の両立を強調する「行学一如」をめぐる、県当局と学校側の相対立する意見が紹介されているが、そこでは学徒動員の本質にかかわる根本的な問題が論じられている。

県勤労課談

…… “行学一如” はもとより教育の形態として貴重な意義を持つものではあるが、現実の事態は遺憾ながらその呼びを全く空虚なものとしてゐる、学徒たちの至純な奉公精神と企業者の経営態度との矛盾、更には農科系学徒の理工系職場への動員など如何にしても行学を一如ならしめ難い因由は頑として払拭し難く動員による学徒の資質の低下さへ憂慮されてゐる現状なのである

こゝにおいてわれ等は遺憾ながら最早『行学一如』を叫ぶことの資質的に無意味であることと、学徒を動員する緊急事態にも即応せず、却つて労力源としての学徒の活動を牽制するに至るおそれも多分にあるのではないかとすら考へさせられる、緊迫の一途にある事態は……学徒を学校教育の組織のなかにおいて考へることを許さぬまでになつてゐるのであって今にして学徒を今日の学校組織の中から解放し、現実のまゝに各々の業務に□〔専〕心させ、その活動自体が持つところの教育力を組織化する英断を敢てしなければ、すべてを失してしまふ危険があるのであるまいか、〔中略〕

…さてそれでは長期戦の要求する技術者、行政官などの養成をどうするかといへば、必要な人員を必要な時間に徹底的に教育すればよいのではなからうか、〔中略〕

とにかく最早今日の事態は働かせつゝもなほ旧来の学校へ置くといへたやうな中途半端なやり方は許されなくなつたのである、徹底的に仕込むことの必要^{アマ}を要員のほかは一人残らず学校から解放して増産と防衛を一途に従事させるべきだ、……理想的な教育の新形態はこのうちから自から芽生えて来るであらうし、増産の成果もまた一段と高まるものと信じて疑はない⁽²⁷⁾

もはや「行学一如」は架空の理想に過ぎないという認識のもとに、学徒を学校から切り離して増産と防衛に専心させようという意見で、既成の学校制度による教育の否定を意味する大胆な見解である。これに対して、学校側は次のような談話を寄せている。

木村山形第二女学校長談

学徒の勤労は学校閉鎖論の台頭によつても明らかなやうに益々重要視され、事実上學徒の優秀な能力は今や全く戦時生産をになふ大きな力となつてゐるが、学校としてもこの誇りに満ちて学徒動員の合理化に全力をあげべきは当然の責務であらう、本校では昨年の十月から通年動員を行なつたが、約半年近くの体験によつて通年動員の合言葉とされた行学一如の実行も決して不可能事ではないといふ確信を得たのである、即ち当局は一週一時間以上の授業を指示してゐるが学校当局の熱意如何によつては相当時数の授業も決して不可能ではない、勿論工場によつても違ふことゝ思ふが何れにしても一日一時間の授業はさう困難事ではあるまいと思はれる、[中略] 学校当局が熱意をもつて職場に挺身するなら、行学一体は決して空論ではなく要は学校当局の熱ある指導と受入側の労務管理如何にあると思ふものである

西山第二中学校長談

学徒動員は今少し動員を合理的に行つて、受入側の周到な用意のもとに学徒を配置することが必要ではあるまいか、工場によつては相当の空時間を持つてゐるにも拘らず、勉強されるのは厭がるといふ傾向が見受けられるのである、動員に参加したために学徒の体位が低下したといふ傾向は全然見受けられないが、学力の低下を多少なりとも防止するため、つまり学徒たるの誇りを失はせぬために、学校側としては受入体制の整備こそ喫緊事であると痛感するのである…… [後略]⁽²⁸⁾

要するに木村校長は現在の動員体制の中でも勉学の継続は可能であるとし、西山校長は受入れ側の理解と体制さえ整えば何とかなるという意見で、両校長

とも受け入れ側の理解の如何次第で「行学一如」は可能であるという見解である。動員が恒常化している現状での勤労課の大胆な提唱に対して、何とか教育機関としての役割を維持しようとしている苦衷を垣間見ることができる。

これに対して県勤労課の見解は、前述のような学徒勤労動員の空洞化傾向をいち早く察知した上での危機感から出ているのではないだろうか。動員がうまく機能している限り、そのような認識は出てこないはずだからである。新聞紙上ではあくまでも《県勤労課》の見解ということになっており、こうした見解がどの程度県当局全体の共通認識になっていたかは不明である。しかし常識的に考えてこのように新聞に掲載された以上、一部署にとどまらず、県当局そのものの見解であると受け取るのが自然であろう。

ここで前節の末尾近くに引用した3月18日の閣議決定「決戦教育措置要綱」をあらためて見直してみると、その内容は《県勤労課》の談話の趣旨とほぼ完全に一致することに気がつく。「全学徒を食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其の他直接緊要なる業務に総動員」するために学校の授業を停止し、特別な技能・知識を要する者には必要最小限の措置をとる……など、ほとんどそのままである。新聞記事が出たのが「決戦教育措置要綱」の出る12日も前であるにもかかわらず、まるで《県勤労課》がこうした閣議決定が出ることを事前に知っていたかのようである。要するに新聞紙上で表明された《県勤労課》の認識は、政府・地方を問わず全国レベルでの為政者の共通認識であり、したがって「決戦教育措置要綱」が決定されたために学業を犠牲にした学徒の全面動員がおこなわれたというよりも、むしろ地方レベルにおいても、教育的側面を犠牲にしてまでも学徒の全面動員が必要であるとする声があがつたがゆえに、政府は「決戦教育措置要綱」を決定したという見方ができるのではないだろうか。

5. まとめ

以上の考察の結果をまとめると、まず第1に、県による学徒動員の重点が食糧増産と航空機生産におかれていったことである。航空機生産は戦局の悪化に苦しむ日本にとって、まさに焦眉の急であり、このことは政府の基本の方針となっていた。したがって《農業県》山形にあっても、県は政府の意思を体する形と

なり、学徒の動員先をみると、県外・県内ともに航空機関連の工場に重点的に配置された形跡がある。これは学徒動員が地域的な差異にかかわらず、全国的なスケールで推進されたことの証左であろう。このことは教育的な修練をたてまえとしたはずの学徒勤労動員が、結局は教育的配慮をかなぐり捨てて生産増強の手段として利用せざるを得なくなつたことを示していることができる。

第2に、戦争末期になって徹底的な学徒動員がおこなわれるようになると、さまざまな矛盾が表われてきて、それが県当局者からの《学校閉鎖論》とでもいうべき議論を導いたと思われることである。中等学校学徒は軍需生産・食糧増産・防空防衛などに総動員されたわけだが、その結果一般工員との摩擦や風紀の乱れ、学力の低下などのなどさまざまな問題が発生する一方、戦局の極度の悪化や空襲の被害による資材調達の混乱や不足などから、動員された学徒が遊休労働力と化す例すら見られた。いよいよ最終的な決戦が避けられないという時期にいたったとき、学徒の勤労動員は教育的な観点からも労働力動員という側面から見ても、いずれも空洞化の危機に直面していたということができる。これを根本的に解消しようとして提起されたのが《学校閉鎖論》であり、しかもそれは山形県にあっては県の当局者によって提起され、これに対して学校側は有効な反論ができなかつたものと思われる。そしてその問題提起の趣旨は、政府による「決戦教育措置要綱」という形で現実の施策となつたということができる。

これらのこと総括すると、学徒勤労動員は学徒に対する軍隊的修練の手段として始まったものであるが、対米英戦争開戦後は勤労動員そのものが目的化し、ついには既成の学校教育制度との矛盾をきたすに至った。その結果、食糧増産・生産力増強・国土防衛という現実的な要請の前に、生徒の教育の機会を奪い、ひいては学校の場における教育そのものを否定する結果を招いたのだということができるよう。そして直接学校の指揮監督にあたる地方当局者は、ただ政府の通達を待つてその指示を学校に伝達していただけでなく、時には国の意思を体する形で、率先して政策の遂行にあたつていた形跡が認められるのである。

『決戦下の山形県教育史』を著した佐藤源治は、そのまとめとして、決戦下

の山形県の教育に見られる独自性として、第1に教育関係者が“教育県山形”の誇りを持っていたこと、第2に決戦教育にひた向きに進んだこと、第3に極端な行き過ぎもなく、しかも平均して実績をあげていること、以上の3点を挙げ、「全県下が平均して教育の決戦体制の確立に努力している」と結論づけている⁽²⁹⁾。おそらくそれが妥当なところだろう。他府県と比較して突出こそしなかつたが、國の方針をきわめて忠実に実施に移そうとした意思がうかがえるのではないだろうか。

(注)

- (1) 佐藤明夫『戦争動員と抵抗 戦時下・愛知の民衆』(同時代社、2000年) 4頁。
- (2) 山形県立図書館ホームページ山形県関係文献目録検索・項目別リスト表示「学徒動員」の項
(<http://bunken.lib.pref.yamagata.jp/kou/200304010000280.html>)。
- (3) 山形県教育委員会『山形県教育史 通史編 中巻』(1992年) 741～742頁。
- (4) 同前、742頁。
- (5) 『山形新聞』1943年2月27日付。ただし、その根拠となる県当局の指示を示す資料は見つけることができなかった。
- (6) 「決戦非常措置要綱に基く学徒動員に関する件」(昭和十九年四月十七日文部省訓令第十一号)、文部省『学制八十年史』(1954年) 940～941頁所収。
- (7) 佐藤源治『決戦下の山形県教育史』(決戦下の山形県教育史出版協賛会、1977年) 241～242頁。242頁にはこの知事訓令の全文が収録されているが、それは先の4月17日付けの文部省訓令とまったく同文である
- (8) 山形県教育委員会『山形県教育史資料 第五巻』(1979年) 348～349頁。
- (9) 前掲『山形県教育史 通史編 中巻』742頁。
- (10) 山形放送㈱山形県大百科事典事務局『山形県大百科事典』(山形放送株式会社、1983年) 151～152頁、山形県『山形県史 要覧 別編IV』(1989年) 660～664頁による。
- (11) 同前。
- (12) 宮内高等学校『創立五十周年記念誌』(1971年) 36、248頁。
- (13) 「航空関係学徒勤労動員緊急対策に関する件」(1944年3月19日)、福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』(第一法規、1980年)「資料編」118～119頁。
- (14) 同前。
- (15) 同前。

- (16) 前掲『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』85頁より重引。
- (17) 「決戦教育措置要綱」(昭和二十年三月十八日)、前掲『学制八十年史』949～950頁所収。
- (18) 『山形新聞』1945年4月16日付記事、前掲『山形県史 要覧 別編IV』650～664頁による。
- (19) 創立八十周年記念事業期成同盟会『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』(1970年)292頁。佐藤光康『学校に戦争がやってきた 山形1944～45』(無明舎出版、2004年)135～136頁。
- (20) 武田与三郎「学徒動員の記」、山形北高等学校『山形北高等学校創立四十周年記念誌』(1968年)35頁。
- (21) 『山形新聞』1945年1月16日付。
- (22) 同前、4月16日付。
- (23) 同前、4月22日付。
- (24) 同前、6月20日付。
- (25) 同前。
- (26) 同前、6月22日付。
- (27) 同前、3月6日付。
- (28) 同前。
- (29) 前掲『決戦下の山形県教育史』358～359頁。

参考文献一覧

- 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑 別巻／戦時特集版』(労働旬報社、1971年復刻)
- 佐藤源治『決戦下の山形県教育史』(決戦下の山形県教育史出版協賛会、1977年)
- 佐藤源治『占領下の山形県教育史』(占領下の山形県教育史出版協賛会、1980年)
- 福間敏矩『学徒動員・学徒出陣——制度と背景』(第一法規出版、1980年)
- 酒田古文書同好会編『方寸』第7号(1982年)
- 逸見勝亮「ファシズム教育の崩壊——勤労動員を中心として——」(「講座日本教育史」編集委員会『講座日本教育史』(第4巻)現代I／現代II、第一法規出版、1984年)
- 齊藤勉『東京都学徒勤労動員の研究』(のんぶる舎、1999年)
- 神奈川県の学徒勤労動員を記録する会『学徒勤労動員の記録 戦争の中の少年・少女たち』(高文研、1999年)
- 佐藤明夫『戦争動員と抵抗 戦時下・愛知の民衆』(同時代社、2000年)
- 佐藤光康『学校に戦争がやってきた 山形1944～1945』(無明舎出版、2004年)
- 文部省『学制八十年史』(1954年)

愛知県教育委員会『復刻版愛知県教育史 第四巻』(1982年)
秋田県教育委員会『秋田県教育史 第六巻 通史編二』(1986年)
神奈川県県民部県史編纂室『神奈川県史 通史編5 近代・現代(2)』(1982年)
山形県警察史編さん委員会『山形県警察史 下巻』(1971年)
山形県『山形県史 資料篇20 近現代資料2』(1981年)
山形県『山形県史 第5巻 近現代編下』(1986年)
山形県『山形県史 要覧 別編IV』(1989年)
山形県教育委員会『山形県教育史資料 第五巻』(1979年)
山形県教育委員会『山形県教育史 通史編 中巻』(1992年)
酒田市史編さん委員会『酒田市史 改訂版・下巻』(1995年)
歴史学研究会『日本史史料 [5] 現代』(岩波書店、1997年)
昭和19年度『酒田商業学校学徒動員就業日誌』
昭和20年4月起『酒田商業学校学徒就業日誌』
『山形新聞』昭和13～20年(山形県立図書館所蔵マイクロフィルム)
山形放送(株)山形県大百科事典事務局『山形県大百科事典』(山形放送株式会社、1983年)
新庄南高等学校『創立四十年誌』(1954年)
米沢東高等学校『創立六十周年記念誌』(1959年)
長井南高等学校『山形県立長井南高等学校創立四十周年記念誌』(1960年)
置賜農業高等学校『創立六十周年記念誌』(1961年)
上山農業高等学校『山形県立上山農業高等学校五十年誌』(1962年)
山形北高等学校『山形北高等学校創立四十周年記念誌』(1968年)
山形市立商業高等学校『創立50周年記念誌』(1968年)
山形西高等学校『創立70周年記念誌』(1969年)
創立八十周年記念事業期成同盟会『山形県立鶴岡南高等学校八十年史』(1970年)
宮内高等学校『創立五十周年記念誌』(1971年)
山形南高等学校『30周年記念誌』(1972年)
楯岡高等学校創立五十周年記念誌刊行委員会『創立五十周年記念誌』(1974年)
山形東高等学校『九十年の歩み』(1974年)
山形工業高等学校『創立50周年記念誌』(1974年)
鶴岡工業高等学校『創立50周年記念誌』(1975年)
鶴岡北高等学校『北高の歩んだ八十年』(1977年)
酒田西高等学校『有輝創立八十周年記念誌』(1978年)
鶴岡家政高等学校『鶴岡家政高等学校五十年史』(1978年)
山形西高等学校『創立80周年記念誌』(1978年)
創立五十周年記念事業実行委員会『山形県立米沢東高等学校八十年史』(1978年)
山形北高等学校『山形北高等学校創立五十周年記念誌』(1979年)
長井高等学校『山形県立長井高等学校六十年史』(1980年)

山形県立酒田東高等学校『創立60周年記念誌』(1981年)
山形県立酒田商業高等学校八十年史編集委員会『山形県立酒田商業高等学校八十年史』(1987年)
山形県立山形東高等学校校史編纂委員会『山形東高等学校百年史』(1987年)
酒田中央高等学校五十年史編集委員会『酒田市立酒田中央高等学校五十年史』(1990年)
山形県立米沢東高等学校創立百周年記念事業実行委員会『山形県立米沢東高等学校百年史』(1998年)
山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『山形西高等学校百年史』(1999年)
山形県新庄北高等学校『新庄北高等学校百年史』(2001年)